

行政書士 奈良

2022年5月 No.149

目次

行政書士 奈良
2022年（令和4年）
5月号



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

70周年記念式典を開催	1
令和3年度総務省委託 マイナンバーカード代理申請手続事業報告	2
<hr/>	
各部からの報告	
研修指導部	4
総務部	5
監察部	5
経理部	5
第1業務部	6
第2業務部	7
受託業務管理部	8
法規部	9
広報部	9
<hr/>	
令和3年度行政書士試験結果について	10
「令和3年度近畿女性行政書士交流会」について	10
<hr/>	
ユキマサなら散歩 佐保川の桜	11
<hr/>	
トピック 成年年齢の引下げ	12
<hr/>	
会員の動き	14
編集後記	

70周年記念式典を開催

令和4年2月15日14時より、ホテル日航奈良において、行政書士制度70周年記念式典を開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症の第6波の最中、当初の計画と比べ式典規模及び内容の縮小化・簡素化を図り、感染対策を万全に講じた上での開催となりました。

来賓の皆様には、本式典の趣旨をご理解いただき、お忙しい中駆けつけていただきましたこと、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

式典は、本会松本副会長の開会の辞から始まり、遠山会長の挨拶のあと、奈良県選出の佐藤啓参議院議員はじめ、仲川げん奈良市長など来賓の皆様から、それぞれご祝辞を賜りました。また、高市早苗衆議院議員と常住豊日本行政書士会連合会会長からはビデオメッセージをいただきました。

その後、行政書士制度70周年を記念したPR動画を放映し、最後に黒田副会長の閉会の辞と続き、約40分の本式典は無事に終了いたしました。

当日は、22名の会員にもご出席いただき、式典に華を添えていただきました。ご出席いただきました会員の皆様に重ねて御礼申し上げます。

今後、80年90年と行政書士制度がますます発展を遂げ、国民の皆様からのご期待に沿うことができるよう、引き続き本会ははじめ会員一同、努力を続けてまいります。



佐藤啓 参議院議員



仲川げん 奈良市長



遠山健太郎 会長



令和3年度総務省委託 マイナンバー



王寺町



上牧町



大和高田市



宇陀市



奈良市



田原本町

総務省からの委託を受け、令和4年2月24日から3月14日の期間にマイナンバーカード代理申請手続事業を奈良県下各市町村の相談会場にて実施しました。

7市町と連携、計57名の会員を相談員として配置し、総申請件数104件（うち出張4件）、総相談件数42件に対応いたしました。各会場にて相談ブースを設置し、感染症対策を行ったうえでご来場いただいた地域住民の方々の代理申請と相談対応を行いました。また、施設に入所され会場に来ることができない方々へは相談員が施設に訪問し、代理申請をする出張相談会も実施しました。

申請はその場で顔写真を撮影し、オンラインで行いました。申請のやり方がわからない方、面倒に感じていた方に、すぐにやってもらえるならとご来場いただきました。マイナンバーカード作成を悩まれている方、質問がある方、不安のある方からの相談を受けた際には、相談者の不安や疑問を取り除けるようお話させていただきました。その中で、普段行政書士と接する機会が少ないという方からは、どのような仕事をしているのかと関心を持っていただきました。

事業管理責任者に聞きました

若林かずみ



Q 事業を請け負うに至った経緯について教えてください。

昨年11月末に日本行政書士会連合会（日行連）から本会に事業についての打診があり、12月初旬に全会員に対して相談員を募集させていただきました。事業に関する詳細資料が到着したのが1月末で、事業期間が3月15日までとなっていたため、非常にタイトなスケジュールでの実施となりました。

Q 市町村との交渉で、一番苦労した点はどこですか。

自治体連携での相談会実施を考えていたため、早い段階で各自治体の首長に相談会実施の打診をしていました。自治体に特に大きな費用負担のある事業ではないため、連携については快諾いただきましたが、日行連と総務省との正式な契約締結が整わないと動きづらいということもあり、具体的な相談会の調整に入るまでに時間がかかってしまいました。そのため、スケジュールがタイトになり、本会の準備も大変でしたが、自治体も、期間が短く準備が十分にできなかったにもかかわらず、色々工夫を凝らした広報をしていただきました。

Q 実施してみて、地域住民の方の反応はいかがでしたか。

自治体の広報を見て「いずれは作らないといけないと思っていたけど、代わりにやってもらえるならこの機会に作ってみようと思って来ました！」や「簡単にできたって聞いたので、私も作ろうと思って来ました！」などの声をいただきました。また、ご主人が施設に入所されているというご相談

カード代理申請手続事業報告

自治体によって申請件数や相談件数に差はありましたが、地域住民の皆様喜んでいただき、相談員としてやりがいのある事業となりました。

今後も地域住民の皆様の一助となれるような事業を実施してまいりたいと思います。

日	時	場 所	相談員	実 績
2月24日 26日	9時～15時	王寺町 やわらぎ会館1階学習室	9名	申請件数 15件（出張3件） 相談件数 5件
3月1日 3日	10時～16時	上牧町 文化センター1階エントランス	8名	申請件数 36件 相談件数 4件
3月7日 8日	10時～16時	大和高田市 大和高田市役所1階	12名	申請件数 10件 相談件数 6件
3月9日 10日	10時～16時	宇陀市 サンクシティ1階	8名	申請件数 7件 相談件数 9件
3月10日 11日	10時～16時	奈良市 ならまちセンター会議室	11名	申請件数 24件 相談件数 3件
3月11日 14日	10時～16時	田原本町 田原本町役場1階	7名	申請件数 11件 相談件数 15件
2月10日～ 3月10日		橿原市 出張申請相談会（会場なし）	2名	申請件数 1件（出張1件）

には、相談員が施設に出張して、ご夫婦ともに代理申請させていただき、「施設まで来てもらえるとは思っていませんでした！」と喜んでいただきました。その他にも、多くの住民の皆様喜んでいただけたと思います。

Q この事業を行ったことで、市町村とのかかわりにおいて、今後変化があると思いますか。

今回の事業を実施する中で、各自治体担当の皆様と良好な関係が築けたのではないかと思いますので、今後、良い変化があることを期待しています。

Q 今回は、総務省からの委託事業としての相談会実施でしたが、今後、総務省からの委託がない場合、本会単独でマイナンバーカード代理申請事業を実施する予定はありますか。

現時点で断言することはできませんが、委託がない場合であっても、本会単独事業として実施していきたいと考えています。今回の事業の反省点や今後の課題を総括した上で、前向きに検討していきたいと思っています。

Q 事業を終えての感想をお願いします。

まずは、今回の事業でご協力いただいた各自治体の皆様、相談員の皆様、事務局スタッフ、事業に関わった全ての皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

この数年、コロナ禍のため各種イベントの実施が難しく、会員同士の交流を図る機会が激減していました。約2週間にわたる相談会実施の中で、会員同士が交流でき、今後役に立つ人間関係を構築できたのではないかと思います。

また、今回の事業を実施する中で、「行政書士って、どんな仕事をしているの？」という質問を受けることも多かったと聞いています。相談会を実施する中で、地域住民の皆様、行政書士という仕事を知っていただく良い機会になったのではないのでしょうか。今回のような社会貢献事業を通じて、地域の皆様に行政書士という仕事を知っていただき、何か困ったことがあったとき「そうだ！行政書士に相談しよう！」と思っていただけるよう、今後も、より良い事業を展開してまいりたいと思いますので、皆様、ご協力のほど、何卒宜しくお願い致します。

各部からの報告

研修指導部

研修指導部部长 中嶋 雄一

令和3年度の活動報告

以下の研修を実施開催しました。

【基礎研修（全12回）】

研修日	研修名
令和3年 8月26日	相続業務の基礎知識（概説）
9月13日	自動車保管場所証明申請の概要と基礎知識
9月13日	自動車登録申請の概要と基礎知識
9月15日	在留資格申請の基礎知識
9月30日	建設業務の基礎知識
10月1日	相続業務の基礎知識（遺産分割協議書）
10月25日	遺言関係業務に関する基礎
10月27日	建設業許可の基礎知識：新規・更新申請編
10月27日	建設業許可の基礎知識：承継認可（法人成り）・変更届編
11月10日	在留資格申請の実務の進め方
11月30日	産業廃棄物収集運搬業許可の基礎知識と書類作成
令和4年 2月16日	農地転用手続きの基礎編

【一般研修（全4回）】

研修日	研修名
令和4年 1月13日	補助金申請の基礎知識：基礎編
1月19日	行政書士の仕事に関する税務・労務知識
3月8日	創業融資業務の基礎知識
3月29日	パネルディスカッション研修

【新規登録会員研修（全3回）】

研修日	研修名
令和3年 7月27日	第1回
12月2日	第2回
令和4年 3月17日	第3回

一年を振り返って

令和3年度は、新規登録会員研修に関しては、感染対策を図りながら、対面による研修を実施しましたが、それ以外の研修に関しては、すべて ZOOM によるオンライン研修を実施しました。また、令和3年7月に実施した研修アンケート結果をもとに、要望が多かった業務に関する研修を第1業務部・第2業務部と連携し、実施しました。

研修講師を引き受けていただいた皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

内容の濃いテキストや資料をご準備いただき、結果として、対面ではない ZOOM 研修であっても、とても充実した内容の研修を行うことができました。

今年度に関しても、コロナ感染に関わらず ZOOM 研修の利便性を活かしながら内容の充実を図ってまいります。今後とも皆様からのご指導ご鞭撻宜しくお願い致します。

総務部

総務部部長 松井 紀行

令和3年度の活動報告・一年を振り返って

平素より総務部の活動にご協力をいただきありがとうございます。

総務部の例年の活動としては、毎年5月に行われる定時総会・定期大会の運営から始まり、7月以降順次行われる特定行政書士研修及び考査、11月の行政書士試験などがあります。また本会事務局の適切な運営にも取り組んでまいりました。令和3年度に関しては、行政書士制度70周年記念式典を新型コロナウイルス感染症の感染拡大に注意をしながらも開催することができ、節目の一区切りを迎えることができましたのは印象に残っております。

令和3年度も一つ一つの行事を滞りなく無事に開催できたことは、ひとえに会員皆様のお力添えのたまものであると思っております。今後は、あらゆる場面でデジタル化の波が到来する事を考え、行政手続その他、本会の運営においてもデジタル化に対応できる組織作りや関係各所への働きかけを行っていききたいと思います。

今後とも総務部の活動にご理解とご協力を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

監察部

監察部部長 山田 祐己

令和3年度の活動報告

令和2年度に引き続き、建設業・契約管理課分室にて許可申請の閲覧調査を行いました。

一年を振り返って

閲覧調査に思った以上の期間がかかってしまいました。今年度は部員を増やし効率よく行えるよう進めていきます。

令和2年度同様、広報月間の折は関係書類を許認可窓口へ郵送するのみでした。コロナ禍では仕方がないことではありますが、今年度、落ち着くようであれば訪問して、直に情報交換ができると嬉しいなと考えております。

経理部

経理部副部長 上仲 裕美

令和3年度の活動報告

令和2年度に引き続きコロナ禍での活動となりましたが、これまでと変わらず「事務処理に当たっては、収支を適正に、かつ、迅速に経理し、もって会務の能率運営を図らなければならない」の基本理念に則り、予算執行状況の確認・報告、監査意見への対応、会費滞納者への納入促進業務などを遂行してまいりました。

一年を振り返って

初めての副部長という大役で分からないことばかりのスタートだったのですが、「業務内容は徐々に一緒にやりながら、覚えていってもらえればいいですよ」という優しい部長の元でひとつひとつ業務を遂行してまいりました。しかし、諸般の事情により急きょ部長の職務を代理することとなりました。

予算執行の点検や決裁、次年度の予算要求、会計監査などの対応に追われましたが、担当副会長や新任の経理部員、事務局の方のサポートにより何とかこの難局を乗り切ることができました。

令和4年度も部長の教えを忠実に守り、本会の経理理念に則った業務遂行を肝に銘じ、会務が滞ることのないよう尽力していこうと考えております。

第 1 業務部

第 1 業務部部长 板倉 靖史

令和 3 年度の活動報告

1 以下の研修を実施開催しました。

【建設・産廃・土地・農林グループ研修 (全 5 回)】

研修日		研修名
令和 3 年	9 月 21 日	宅地建物取引業免許の概要
	11 月 5 日	令和 4 年度奈良県建設工事入札参加資格申請の概要について
	12 月 17 日	2021 年経審改正のポイント
令和 4 年	2 月 16 日	農地転用手続きの実践・応用編
	3 月 25 日	建設業財務諸表作成の留意点

【交通・運輸グループ研修 (全 4 回)】

研修日		研修名
令和 3 年	11 月 29 日	一般貨物自動車経営許可申請について
	12 月 13 日	特殊車両通行許可の申請について
	3 月 2 日	介護タクシー許可申請について
令和 4 年	3 月 25 日	ドローン研修

- 2 自動車登録相談窓口への会員派遣
(令和 4 年 3 月 25 日～ 31 日 於：近畿運輸局奈良運輸支局)
- 3 日本行政書士会連合会近畿地方協議会運輸交通担当者会議
(令和 3 年 12 月 8 日 於：兵庫県行政書士会館)

一年を振り返って

令和 3 年度もコロナで始まりコロナで終わった一年でした。とはいえ、いつまでも言い訳にはいけないので出来る限りのことを行いました。また、自動車相談窓口の会員派遣も会員の皆様のおかげで無事終了できました。今年度も精一杯頑張ろうと思いますので、ご協力をお願いします。



第2業務部

第2業務部部长 岩井 健一

令和3年度の活動報告

1 以下の研修を実施開催しました。

【商工・経営支援・知的財産権グループ研修（全4回）】

研修日		研修名
令和3年	9月15日	事業承継と株式について（後見制度等）
	12月13日	HACCPの基本知識と一般衛生管理について
令和4年	1月13日	補助金申請・事業計画書の書き方（事業再構築補助金）実践編
	1月27日	放課後等デイサービスの指定基準と今後の動向について

【民事・国際グループ研修（全5回）】

研修日		研修名
令和3年	11月17日	国際結婚 在留資格日本人配偶者等について
	12月7日	外国人の起業（在留資格「経営・管理」）
令和4年	2月3日	南都銀行の相続手続き・相続業務について
	2月25日	任意後見契約・死後事務委任契約について（コスモス奈良共催）
	3月24日	在留資格「特定技能」と登録支援機関の登録申請

【コスモス奈良（主催）第2業務部（協力）研修（全1回）】

研修日		研修名
令和3年	7月5日	成年後見制度手続の概要について

2 関係部門との連携として下記の活動を実施しました。

- (1) 日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催の知的資産担当者会議への出席
(令和3年10月7日 於：兵庫県行政書士会、Webによる会議併用)
(令和3年12月6日 於：大阪府行政書士会)
(令和4年2月16日 於：大阪府行政書士会)
- (2) 日本行政書士会連合会全国企業支援業務担当者会議への出席
(令和4年3月1日 於：Webによる会議)
- (3) 日本行政書士会連合会成年後見に関する全国担当者会議への出席
(令和4年3月3日 於：Webによる会議)
- (4) 日本行政書士会連合会全国国際業務担当者会議への出席
(令和4年3月10日 於：Webによる会議)
- (5) 日本行政書士会連合会全国知的財産業務担当者会議への出席
(令和4年3月14日 於：Webによる会議)
- (6) 日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催知的資産経営 WEEK2021への参加
「ウイズコロナ時代 事業をつなぐ魅力づくり」
(令和4年3月22日 於：生田神社会館4階)
- (7) 日本行政書士会連合会令和3年度全国法教育担当者会議への参加
(令和4年3月29日 於：Webによる会議)

3 社会貢献事業として下記の事業を実施しました。

- (1) 東生駒地域包括支援センター主催介護予防教室における終活講演会（コスモス奈良共催）
（令和4年2月17日 於：生駒市図書館）
- (2) マイナンバーカード代理申請手続事業
相談員対象に説明会を行った。
（令和4年2月8日 於：奈良県コンベンションセンター）
7市町に相談員を配置した。

- （令和4年2月24日、26日 於：王寺町）
- （令和4年3月1日、3日 於：上牧町）
- （令和4年3月7日、8日 於：大和高田市）
- （令和4年3月9日、10日 於：宇陀市）
- （令和4年3月10日、11日 於：奈良市）
- （令和4年3月11日、14日 於：田原本町）
- （令和4年3月11日 於：橿原市）



4 業務受託に向けての下記の取り組みを実施しました。

- (1) 遊休農地対策について田原本町役場担当者との意見交換を行った。
（令和3年11月8日 於：田原本町役場）
- (2) 上牧町空き家等対策協議会に参加（書面決議）
- (3) 奈良県事業承継ネットワーク連絡会議に出席
（令和3年10月25日 於：奈良県産業振興総合センター）

一年を振り返って

令和3年度は、予定通り年間10回の研修をオンラインも活用しながら実施することができました。研修については、事業再構築補助金や在留資格「特定技能」、登録支援機関の登録申請など、会員の皆様に関心を持っていらっしゃる内容を中心に実施させていただきました。今年度も、会員の皆様のお役に立つ研修を実施してまいります。

総務省からの委託事業として、「マイナンバーカード代理申請相談会」を奈良県下7市町と連携して実施いたしました。コロナ禍でイベントの実施が難しい状況でしたが、久しぶりのイベント実施によって、会員同士の交流を図ることができ、各自治体との関係構築にも資することができました。また、コスモス奈良と連携し、出張申請対応も実施しました。今年度も、コスモス奈良としっかりと連携をしながら社会貢献に努めてまいります。

最後に、近畿地方協議会や日本行政書士会連合会が実施する各種担当者会議に担当者を派遣しました。各種担当者会議で得た情報を基に、今年度も、部員一同でより良い事業を展開していく所存です。

受託業務管理部

受託業務管理部部長 杉山 毅

令和3年度の活動報告・一年を振り返って

公益財団法人奈良県地域産業振興センター「奈良県よろず支援拠点」にて定期的開催される相談会へ本会会員を相談員として派遣しました。

日本行政書士会連合会が一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会より受託した生活衛生業コロナ対策申請支援事業において、奈良県下の案件について本会会員を派遣し、令和4年3月末日までに34件の相談・支援を行いました。相談・支援の多くは、美容業・理容業を営んでおられる方でした。

相談員募集のための情報ツールとして、会員受託可能データベースを整備しました。

法 規 部

法規部部長 稲本 太一

令和3年度の活動報告

令和3年度から、本会事業部のラインナップに新たに加えていただきました法規部です。新参者ですが、何卒よろしくお願いたします。

初年度となりました令和3年度は、本会における諸規則等の整備（①会則の一部改正、②会則施行規則他2規則の一部改正）を実施し、特に会則改正につきましては、定時総会における承認の後、県との協議を経て、令和3年7月28日付で無事認可をいただくことができました。

また、各部から出された法令運用上の疑義（4件）についても対処し、適切な指針提示等（リーガルアドバイス）が行えたものと考えています。

もっとも、こうした活動は、会員の皆様、役員の皆様のご理解、ご協力があって初めて成り立つものであり、あらためてそのご助力に感謝するとともに、より良い奈良県行政書士会の構築に向けて、今後も法令面、コンプライアンス面から全力でバックアップしていく所存です。

一年を振り返って

法令実務は、言わば果てしなく続く旅のようなものです。

法条文を何度も読み返し、まずはその文章の意味するところやその法令の思いを理解し、さらには、語句と語句との間のいわゆる「行間」や、用語の裏に隠された「含蓄」といったことを捉まえることで、ようやくその法令のアウトラインを感じ取る、言わばその法令の「尻尾を掴む」ことができます。

法令改正ともなれば殊更で、改正による不合理は生じないか、法令自体のバランスが崩れないか、関係法令との矛盾は生じないか、そして何より、業務遂行や運用の改善につながるのだろうか、ああでもない、こうでもないと作った素案を、部内及び担当者間でひたすら突き詰めていくわけですが、「昨晚納得できていたものが、今朝読み返してみるとどうも違う」といったこともしばしばで、こうしたスパイラルにはまったときの「無限地獄感」は何とも表現しがたいものがあります。

しかしながら、睡眠不足で目の下に隈を作りつつ、議論、激論を経て完成した法令を見るとき思いは本当に格別で、さながら元気に生まれた子供達に出会うが如く、その達成感や爽快感はひとしおです。

法規部の一年はこうしたことの繰り返しですが、「この作業がどこかで会員の皆様の笑顔を増やすことに繋がっていくように」そのことを念頭に、また励みとして、今後も尽力していきたいと思えます。

どうぞ今年度も引き続きよろしくお願申し上げます。

広 報 部

広報部部長 松田 登美子

令和3年度の活動報告

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、従来型の広報活動は自粛せざるを得ず、広報月間や行政書士記念日においても、県民の皆様と身近にふれあえるような機会を設けることができませんでした。

そのような状況下において、奈良リビング紙に広告掲載を行い、行政書士制度への理解促進の一助としました。

ホームページを変更し、会長の紹介欄を設け、奈良県行政書士政治連盟との連携を深めるため、紹介ページを設けました。

一年を振り返って

感染症の流行に振り回された一年でした。

広報誌の編集においては、部員の協力のもと、読んでもらえる誌面づくりを目指し、研鑽を重ねていますが、道半ばといったところ。従来型の広報には限界を感じつつ、新たな情報発信の在り方を模索していかなければならないと実感しています。

速報性と正確性、両立させるのはなかなか難しく、部員一同頑張っていこうと思っております。ご協力のほど、よろしくお願致します。

令和3年度行政書士試験結果について

(近畿2府4県)

府県名	受験申込者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
奈良県	772	616	79	12.82
滋賀県	463	358	40	11.17
京都府	1,488	1,151	108	9.38
大阪府	5,082	3,976	432	10.87
兵庫県	2,497	1,973	237	12.01
和歌山県	372	296	47	15.88

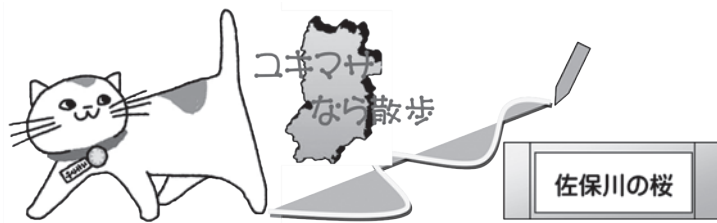
「令和3年度近畿女性行政書士交流会」について

令和4年2月11日、兵庫会の主催により ZOOM にて行われ、近畿地方協議会各都道府県より約50名の女性行政書士が参加しました。

第1部は、大阪市立大学大学院都市計画研究科の永田潤子教授より、「女性の Well-Being って何だろう」と題した講演会が行われました。教授の過去のご自身の職場環境や働き方から、女性目線での職場での葛藤や不利益等の実体験をお話しされ、そこから、昨今、男女平等と言われるようになってきたとは言え、まだまだ女性にとっては働きにくい環境で、それらをどのように捉え、改善していけばよいのかまで深くお話をさせていただきました。その後、フリートークでは仕事をする女性としての悩み相談、質疑応答が繰り広げられました。

第2部は、Web アンケート「行政書士として働きやすい環境づくり」集計結果討論会が行われ、集計結果を見ながら、各单位会の環境や制度について意見交換がなされました。

コロナ禍の影響で ZOOM による開催となりましたが、今年度は対面で女性行政書士の先生方とさらに交流ができればいいなと思います。



奈良県には、吉野山の桜をはじめとして、又兵衛さくら、郡山城の桜、高田千本桜など、桜の名所がいくつもありますが、佐保川沿いの桜は其中でも人気のある名所の一つです。

春日山原始林に源流を持つ佐保川は、春日山の北側を回り込んで東大寺の西側で吉城川と合流して平城京を南へと流れ、大和郡山市との境で秋篠川と合流し、さらに大和川へと流れ込んでいます。万葉歌に詠まれることが多く、奈良時代から親しまれた川ですが、奈良県行政書士会からも近い大仏鉄道記念公園付近から約5 km にわたって1,000本を超える桜が植樹されており、見頃になると桜並木は多くの人で賑わいます。

毎年、JR 佐保川鉄橋から東側、大仏鉄道記念公園のすぐ南にある下長慶橋のあたりでは「佐保川・川路桜祭り」が開催され、鉄橋から西側、大宮橋のあたりでは「佐保川桜まつり燈花会」が開催されています。また、もう少し南の図書情報館あたりは、「桜並木が眺望できる佐保川・奈良県図書情報館付近」として、奈良県景観資産に選定されています。

さきほど「川路桜」という言葉が出ましたが、これは桜並木の上流側、大仏鉄道記念公園から近い場所にある樹齢が170年程度とされる桜の巨木です。奈良市内の桜としては最も古い部類に入るものとされ、樹木の老齢化が進んではいるものの、佐保川の桜の中でもひととき美しい存在です。川路桜の名は、名奉行として名高いかつての奈良奉行「川路聖謨」^{かわじとしあきら}が取り組んだ植樹・植林事業に由来します。



川路聖謨は、弘化3年（1846）に奈良奉行に任ぜられて以来5年余りの間に、賭博や犯罪の取り締まりを行う一方、年少再犯者対策、罪人への恩情取扱、貧民救済、地場産業の育成、学問の奨励、植樹・植林、山陵（天皇陵）対策等、様々な施策で大きな成果を挙げ、近世奈良の発展や治安に大きな役割を果たしました。この中の植樹・植林事業の一つとして実施されたのが、衰微が目立っていた古都、特に興福寺・東大寺の二大古刹等への植樹です。これは、川路が町の人々に呼び掛け、住民運動として寄付や募金が集められ、数千本もの桜や楓の苗木を興福寺・東大寺境内を中心に高円・佐保地域にまで植樹するという活動となりました。川路桜もこの時に植樹されたものと思われ、猿沢池の畔にはその経緯を川路自身の揮毫で記した「植桜楓之碑」が残されています。

佐保川の桜並木が現在のように大規模な様子となったのは、多くの木の樹齢が30～50年程度であることから比較的近年であるようです。川路桜が長い時を経て今もなお現存していることを考えると、当時から現在に至るまで地域住民の方々による努力で桜の保護、植樹がなされており、それをもとに行政も街づくりと合わせて桜を植樹し、少しずつ拡大しながら現在に至ったのではと思います。佐保川の桜を見るとき、川路聖謨という人がいたというありがたさを感じます。

本誌が発行される頃には、桜並木は葉桜となっていることでしょうか、鮮やかな色の葉桜も、そしてまた来年の桜の開花も楽しませていただきたいと思います。

（広報部員 佐藤 貴玲）

成年年齢の引下げ

2018年（平成30年）6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行されました。

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。成年年齢を18歳に引き下げると、18歳に達したものは一人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

また現在、男性18歳、女性16歳とされている婚姻開始年齢についても見直しをしており、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女とも18歳にならなければ結婚することができないとされました。

1 成年年齢の引下げ（民法第4条）

- | | | |
|----------------------|---|----------------------|
| ①一人で有効な契約をすることができる年齢 | ➡ | いずれも20歳から18歳に引き下げ |
| ②親権に服することなくなるとなる年齢 | | 「成年」と規定する他の法律も18歳に変更 |

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第731条）

- | | | |
|------------------|---|---|
| （現行法）男性18歳 女性16歳 | ➡ | 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一 |
|------------------|---|---|

3 施行までの周知期間

- | | | |
|--|---|---------------|
| 若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要 | ➡ | 2022年4月1日から施行 |
|--|---|---------------|

（法務省 HP より引用）

◎ 成年年齢の引下げによって具体的に何が変わるの？

成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても様々な契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで自動車を購入する、といったことができるようになります。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律において各種の資格を取得したり、各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や公認会計士や司法書士、行政書士などの国家資格に基づく職業に就くこと、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判をうけることなどについても、18歳でできるようになります。

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
改正されたもの (改正前は「20歳」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> ●登録水先人養成施設等の講師(水先法) ●帰化の要件(国籍法) ●社会福祉主事資格(社会福祉法) ●登録海技免許講習実施機関等の講師(船舶職員及び小型船舶操縦者法) ●登録電子通信移行講習実施機関の講師(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律) ●10年用一般旅券の取得(旅券法) ●性別の取扱いの変更の審判(性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律) ●人権擁護委員・民生委員資格(公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号)) 	改正されたもの (改正前は「未成年」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> ●養子をとることができる年齢(民法) ●喫煙年齢(未成年者喫煙禁止法:題名を改正) ●飲酒年齢(未成年者飲酒禁止法:題名を改正) ●小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等(児童福祉法) ●勝馬投票券の購入年齢(競馬法) ●勝者投票券の購入年齢(自転車競技法) ●勝車投票券の購入年齢(小型自動車競走法) ●勝舟投票券の購入年齢(モーターボート競走法) ●アルコール健康障害の定義(アルコール健康障害対策基本法)
改正が不要なもの (「未成年者」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> ●分籍(戸籍法) ●公認会計士資格(公認会計士法) ●医師免許(医師法) ●歯科医師免許(歯科医師法) ●獣医師免許(獣医師法) ●司法書士資格(司法書士法) ●土地家屋調査士資格(土地家屋調査士法) ●行政書士資格(行政書士法) ●薬剤師免許(薬剤師法) ●社会保険労務士資格(社会保険労務士法) 等約 130 法律	改正が不要なもの (「20歳」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> ●児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢(児童福祉法) ●船長及び機関長の年齢(船舶職員及び小型船舶操縦者法) ●猟銃の所持の許可(銃砲刀剣類所持等取締法) ●国民年金の被保険者資格(国民年金法) ●大型、中型免許等(道路交通法) ●特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢(特別児童扶養手当等の支給に関する法律) ●指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 等約 20 法律

(法務省 HP より引用)

◎ 改正法についてのQ & A

Q どうして民法の成年年齢を18歳に引き下げるのですか？

A 我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。成年年齢を引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されています。

Q 成年年齢と女性の婚姻開始年齢は、いつから18歳になるのですか？

A 改正法は、2022年4月1日から施行されます。施行日の時点で、18歳以上20歳未満の方(誕生日が2002年4月2日から2004年4月1日までの方)は、施行日に成年に達することになります。誕生日が2004年4月2日以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。

女性の婚姻開始年齢の引上げについても、2022年4月1日から施行されます。なお、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性(誕生日が2006年4月1日までの女性)は、引き続き18歳未満でも結婚することができます。

法務省 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html) を加工して作成。

新規登録会員さん! いらっしやい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

阪口 全宏 さかぐち まさひろ



- ① 2022年1月1日
- ② 633-0253
宇陀市榛原萩原1766・1767
合併番地の2
- ③ 行政書士阪口全宏事務所
- ④ 0745-82-5911

岡田 文枝 おかだ ふみえ



- ① 2022年1月1日
- ② 630-8241
奈良市高天町21番地2
野口高天ビル
- ③ 野口行政書士事務所
(個人行政書士の使用人)
- ④ 0742-26-1126

児玉 昌士 こだま まさし



- ① 2022年1月15日
- ② 636-0226
磯城郡田原本町唐古331-2
- ③ 行政書士児玉法務事務所
- ④ 090-2012-3943

川越 眞佐義 かわごえ まさよし



- ① 2022年2月1日
- ② 634-0045
橿原市石川町2-2
ハイム橿原2階
- ③ 行政書士法人葛城総研パートナーズ
(行政書士法人の使用人)
- ④ 0744-35-9001

北田 光彦 きただ みつひこ



- ① 2022年3月15日
- ② 631-0076
奈良市富雄北一丁目3番5号
第1キタダビル3階
- ③ 行政書士北田光彦事務所
- ④ 0742-52-5788

今後とも
よろしく
お願いいたします。



行政書士法人の入会

入会年月日	法人事務所名	事務所所在地・事務所電話
2021年10月26日	行政書士法人 葛城総研パートナーズ	〒634-0045 橿原市石川町2-2 ハイム橿原2F 0744-35-9001

★会員の動き★

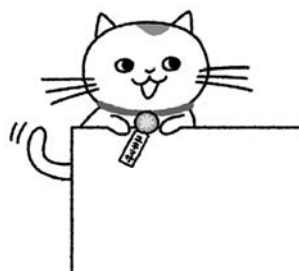
転入

①転入年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

植田 真由子 うえだ まゆこ



- ① 2022年3月1日
- ② 633-0065
桜井市大字吉備472-18
- ③ 行政書士たんぽぽ法務事務所
- ④ 0744-35-1140



変更

変更年月日	変更事項	氏名	内容
2021年11月30日	属性 事務所の名称	島田 崇	行政書士法人の社員 行政書士法人葛城総研パートナーズ
2021年12月28日	事務所の名称	米谷 将士	行政書士事務所アート・ビジネスブレイン
2021年12月28日	事務所の電話	妻鳥 佳子	080-6266-3672
2022年1月31日	事務所の所在地 の表記 事務所の電話	栗須 美香	〒631-0034 奈良市学園南3丁目1番5号 奈良市西部会館7階 ALEX 総合法律事務所内 0742-52-7330
2022年1月31日	事務所の名称	安達 勝彦	行政書士やまをのぼるオフィス
2022年2月15日	事務所の電話	島田 哲	0744-35-6539
2022年2月15日	事務所の電話	薄木 樹	090-3713-6444
2022年2月15日	事務所の所在地	大野 知行	〒631-0034 奈良市学園南三丁目2番11号 カタチラボ2階
2022年2月28日	事務所の所在地 事務所の名称	當麻 一興	〒635-0095 大和高田市大字大中大145番地2 行政書士 オフィス・いっこう
2022年2月28日	事務所の電話	八木 真由美	070-8304-0749

《編集後記》

過ごしやすく気持ちの良い季節となりました。コロナ禍の収束はまだ見えては来ず、以前のように行楽シーズンを満喫するのは難しいかもしれませんが、時には息抜きに外の景色を楽しみたいですね。

広報部では今後とも、奈良県行政書士会および行政書士について、多くの方々に知っていただき、会員の皆様、県民の皆様に役立つ情報をお伝えするべく活動して参ります。今後とも、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

広報部 佐藤 貴玲

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第149号

発行 令和4年5月15日発行

発行人 遠山健太郎

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>



CIIC経営状況分析

Y点解説レポート 始めました!

当財団に経営状況分析をご申請いただいた皆様に、
貴社の経営状況の評点 (Y) を分析指標毎に解析し、増減や順位を
チャートで分かりやすくまとめたレポート (Yレポート) を提供しております。
Y点アップや経営目標の参考資料として、是非ご活用ください。

Yレポートの入手方法

CIIC電子申請 (マイページ) をご利用中の方は、**マイページから取得できます。**
マイページIDをお持ちでない方は、当財団所定の申込書にてお申込みください。
※代理人様が受け取る場合は、経営状況分析申請時に結果通知書の受領も委任されている必要があります。

Yレポートのおすすめポイント

詳細はホームページをご覧ください。

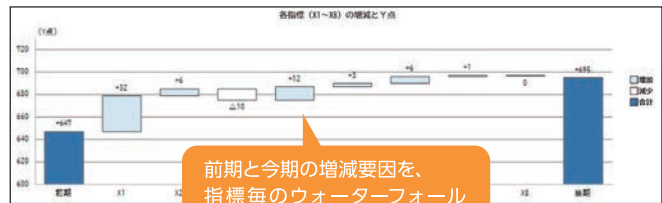
- ① Y点の増減要因が、X1~X8の指標毎によくわかる!
- ② 指標毎に、得点率や推移、Y(換算)点の増減がよくわかる!
- ③ 指標毎に貴社の順位と都道府県の平均値との差がよくわかる!

当財団に経営状況分析をご申請いただいた方は、
無料でご利用になれます。



分析指標	Y点	得点率	Y(換算)点	増減	順位	平均値
経営状況分析 評点 (Y)	647	695	+48			
(01)純実効利率比率	-0.3	0.874	-100	-68		
(02)負債総額期間	0.9	4,500	-44	-38		
(03)総資本売上総利益率	63.6	24,390	118	108	▲10	
(04)売上総利益率			8	20	+12	
(05)自己資本対固定資産比率			9	12	+3	
(06)自己資本比率			37	43	+6	
(07)営業キャッシュフロー			3	4	+1	
(08)利益剰余金			1	1	0	

X1~X8の指標毎に得点率と最大過去5期分の推移を表示。指数のままではわかりづらいY点に換算した点数も一目でわかります。



前期と今期の増減要因を、指標毎のウォーターフォールチャートで表示しています。

都道府県	順位	Y点
北海道	1	700
青森県	2	680
岩手県	3	660
宮城県	4	640
秋田県	5	620
山形県	6	600
福島県	7	580
茨城県	8	560
栃木県	9	540
群馬県	10	520
埼玉県	11	500
千葉県	12	480
東京都	13	460
神奈川県	14	440
新潟県	15	420
富山県	16	400
石川県	17	380
福井県	18	360
山梨県	19	340
長野県	20	320
岐阜県	21	300
静岡県	22	280
愛知県	23	260
岐阜県	24	240
滋賀県	25	220
京都府	26	200
大阪府	27	180
兵庫県	28	160
奈良県	29	140
和歌山県	30	120
徳島県	31	100
香川県	32	80
愛媛県	33	60
高知県	34	40
福岡県	35	20
佐賀県	36	0
熊本県	37	-20
大分県	38	-40
鹿児島県	39	-60
沖縄県	40	-80

都道府県内のY点の分布と貴社の順位をヒストグラムで表示。2枚目には指標毎のヒストグラムも掲載しています。

分析指標	指標の値	得点率①	Y換算点	指標の値	得点率②	Y換算点	平均値
(01)純実効利率比率	0.307	87.6%	-29	0.874	78.3%	-68	89.4%
(02)負債総額期間	6.031	70.0%	-51	4,500	78.9%	-38	112.7%
(03)総資本売上総利益率	36.012	51.7%	159	24,390	31.3%	108	60.5%
(04)売上総利益率	6.467	70.0%	-51	250	93.8%	20	118.0%
(05)自己資本対固定資産比率	0.067	63.6%	-100	0.067	35.6%	12	61.5%
(06)自己資本比率	0.371	70.9%	-43	0.371	41.1%	4	95.8%
(07)営業キャッシュフロー	0.030	3.3%	1	0.030	3.3%	1	66.0%

各指標の平均値との比較をレーダーチャートで表示しています。

これらのチャートの他、3期分の財務諸表 (比較財務諸表) を掲載。増減要因を勘定科目レベルで分析できます。

さらに!マイページでは、**市区町村別、業種別、売上規模別**での比較や、**来期のシミュレーション**を行うことができます!
マイページIDをお持ちでない方は、この機会に是非マイページのご利用をご検討ください。
マイページIDの申込方法等、詳細はホームページの「CIIC電子申請 (マイページ)のご案内」をご覧ください。

経営状況分析は“信頼と実績”の **登録経営状況分析機関 登録番号 1**

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>
または **CIIC Y点解説レポート** **検索**

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 西日本支部

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号 (上町セイワビル9階)
【お問い合わせ】 近畿地区 Tel. 06-6767-2801 中国・四国地区 Tel. 06-6767-2802
九州・沖縄地区 Tel. 092-483-2841

当財団は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関するISO規格 (27001) の認証を取得しています。

